

第85期末 連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	52,087	預 金	2,132,818
コールローン及び買入手形	1,121	債券貸借取引受入担保金	283,629
買入金銭債権	1,328	借 用 金	14,947
商品有価証券	18	外 国 為 替	114
金 銭 の 信 託	28,000	社 債	39,400
有 価 証 券	935,503	新株予約権付社債	5,343
貸 出 金	1,508,750	そ の 他 負 債	14,868
外 国 為 替	1,199	退職給付引当金	561
そ の 他 資 産	51,409	役員退職慰労引当金	230
有形固定資産	23,547	負 の の れ ん	10
建 物	11,224	支 払 承 諾	33,919
土 地	8,592	負債の部合計	2,525,843
その他の有形固定資産	3,730	(純資産の部)	
無形固定資産	3,512	資 本 金	49,364
ソフトウェア	2,804	資 本 剰 余 金	33,126
その他の無形固定資産	708	利 益 剰 余 金	19,170
繰延税金資産	11,383	自 己 株 式	173
支払承諾見返金	33,919	株 主 資 本 合 計	101,488
貸倒引当金	15,323	其他有価証券評価差額金	8,161
		繰延ヘッジ損益	41
		評価・換算差額等合計	8,119
		少数株主持分	1,006
		純資産の部合計	110,614
資産の部合計	2,636,457	負債及び純資産の部合計	2,636,457

注1. 連結計算書類の作成方針は以下のとおりであります。
 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行令第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 4社

池銀総合保証株式会社
 株式会社 ジェーアイ
 池銀リース株式会社
 池銀キャピタル株式会社

非連結の子会社及び子法人等 13社

池田ビジネスサービス株式会社
 ハイ・ブレン株式会社
 池銀投資顧問株式会社
 池銀オフィスサービス株式会社
 株式会社 ディーアイ
 株式会社 ブイアイ
 池田モーゲージサービス株式会社
 アイエスエフ投資事業組合
 池銀キャピタルニュービジネスファンド1号投資事業有限責任組合
 池銀キャピタルニュービジネスファンド2号投資事業有限責任組合
 池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合
 池銀キャピタル夢仕込ファンドK G I 投資事業組合
 池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I 投資事業組合

なお、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。この結果、6組合を子会社及び子法人等の範囲に含めております。

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 0社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 14社

池田ビジネスサービス株式会社
 ハイ・ブレン株式会社
 池銀投資顧問株式会社
 池銀オフィスサービス株式会社
 株式会社 ディーアイ
 株式会社 ブイアイ
 池田モーゲージサービス株式会社
 アイエスエフ投資事業組合
 池銀キャピタルニュービジネスファンド1号投資事業有限責任組合
 池銀キャピタルニュービジネスファンド2号投資事業有限責任組合
 池銀キャピタル夢仕込ファンド1号投資事業組合
 池銀キャピタル夢仕込ファンドK G I 投資事業組合
 池銀キャピタル夢仕込ファンドD・I 投資事業組合
 株式会社 自然総研

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 4社
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (5) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
 - 2．当行の連結貸借対照表は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
 - 3．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 4．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 - 5．有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 6．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
 - 7．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 8．当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
動 産	2年～15年
 - 9．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 10．社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
 - 11．当行の外貨建の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 - 12．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,038百万円であります。

13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（7,392百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

また、厚生年金基金の代行部分に係る会計基準変更時差異は返上時に全額費用処理しております。

14. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当行内規に基づき、当連結会計年度末支給見積額を計上しております。
15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
18. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く）
- | | |
|--------------------|-----------|
| | 4,388百万円 |
| 19. 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,632百万円 |
| 20. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 245百万円 |
21. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,266百万円、延滞債権額は14,573百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は321百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,375百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,536百万円であります。
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は39,115百万円であります。
27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	311,236百万円
未経過リース債権	5,424百万円
その他資産	796百万円
担保資産に対応する債務	
預金	1,147百万円
債券貸借取引受入担保金	283,629百万円
借入金	5,066百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券24,073百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は450百万円、保証金は4,592百万円及びデリバティブ取引担保金は1,100百万円であります。

28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
29. 社債は、劣後特約付無担保社債であります。
30. 新株予約権付社債は、劣後特約付無担保新株予約権付社債であります。
31. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,860百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ1,860百万円減少しております。

32. 1株当たりの純資産額 4,232円62銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。なお、これによる影響は軽微であります。

33. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下36.まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	18	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	74,747	96,686	21,938	23,229	1,291
債券	425,626	415,555	10,070	438	10,509
国債	337,936	327,851	10,084	347	10,431
地方債	9,878	9,899	21	33	12
社債	77,811	77,804	7	57	65
その他	410,640	411,267	627	20,871	20,243
合計	911,014	923,510	12,495	44,540	32,044

なお、上記の評価差額12,495百万円から繰延税金負債4,311百万円を差し引いた額8,184百万円のうち少数株主持分相当額23百万円を控除した額8,161百万円を「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、914百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%以上下落した場合としております。

34. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	510,804	15,866	13,875

35. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,444
非上場社債	1,957
外国証券	11
投資事業組合出資金	3,192

36. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	65,780	158,331	95,318	98,082
国債	8,003	128,853	92,912	98,082
地方債	8,576	284	1,038	
社債	49,200	29,194	1,367	
その他	2,820	7,419	305,311	102,804
合計	68,600	165,751	400,629	200,887

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭 の信託	28,000	575

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、322,304百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	12,412百万円
年金資産（時価）	19,215
未積立退職給付債務	6,803
会計基準変更時差異の未処理額	2,578
未認識数理計算上の差異	3,233
未認識過去勤務債務	725
連結貸借対照表計上額の純額	5,422
前払年金費用	5,984
退職給付引当金	561

40. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）より改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は109,650百万円であります。

- (2) 「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
 - (5) 「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
これにより、従来の「動産不動産」中の「土地建物動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。
また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。
「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
 - (6) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「負ののれん」として表示しております。
41. 役員賞与は、従来、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理してありましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以降終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給予定額のうち、当連結会計年度に帰属する額を未払費用として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は20百万円増加し、税金等調整前当期純利益は同額減少しております。
42. 役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理してありましたが、当連結会計年度から内規に基づく期末支給見積額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。
この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付で改正されたこと、および、役員賞与について引当金計上を含め費用処理されることになったことから、役員に係る報酬等全般について、引当金計上も含めた費用処理が必要と考えられ、同報告を早期適用したものであります。
この変更により、当連結会計年度発生額44百万円については、「営業経費」に計上し、過年度発生額186百万円については、「過年度役員退職慰労引当金繰入額」として特別損失に計上しております。これにより、従来と同一の方法を採用した場合に比べ、経常利益は44百万円減少し、税金等調整前当期純利益は230百万円減少しております。
43. 連結自己資本比率(国内基準) 11.89%